

令和4年度伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、通勤・通学や生活の移動手段として、地域生活や経済活動を支える路線バス事業者やタクシー事業者に対して、予算の範囲内において、令和4年度伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有している者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（特定の利用者を対象とした事業を除く。）を営業し、市内に営業所（個人事業主においては、住所）を有している者をいう。

（補助対象車両）

第3条 補助の対象とする車両は、令和4年10月1日から令和5年2月末日まで市内営業所に在籍し、ガソリン、軽油、LPガスなどの化石燃料を利用する事業用自動車とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 市内を運行する路線を有する路線バス事業者
- (2) 市内を営業区域としているタクシー事業者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 路線バス事業者 第3条に規定する期間において、市内の営業所に在籍するバス車両数に35,000円を乗じて得た額
- (2) タクシー事業者 第3条に規定する期間において、市内の営業所（個人事業主においては市内の住所）に在籍するタクシー車両数に12,000円を乗じて得た額

2 同一の事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。

3 前項に規定する回数は、令和4年度伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金交付要綱（令和4年伊勢原市告示第145号）に基づいて交付された補助金の回数を含まないものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に当該各号に掲げる書類を添付し、市長へ申請しなければならない。

(1) 路線バス事業者

ア 営業所の所在地を確認できる書類

イ 令和4年10月1日時点及び令和5年2月末日時点における営業所で保有する申請車両が確認できる書類

ウ 市内の運行路線を確認できる書類

エ 振込先口座が確認できる資料（預金通帳の写し等、金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人の記載があるもの）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 法人タクシー事業者

ア 営業所の所在地を確認できる書類

イ 令和4年10月1日時点及び令和5年2月末日時点における営業所で保有する申請車両が確認できる書類

ウ 振込先口座が確認できる資料（預金通帳の写し等、金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人の記載があるもの）

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 個人タクシー

ア 住所が確認できる書類

イ 令和5年2月末日時点における申請車両に係る自動車検査証の写し

ウ 振込先口座が確認できる資料（預金通帳の写し等、金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人の記載があるもの）

エ 本人確認通知（運転免許証）の写し

オ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可番号及び事業を営んでいることが確認できる書類の写し

カ その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）決定兼額の確定通知書（第2号様式）により、速やかに交付の決定及び額の確定の内容を申請事業者に通知するとともに、補助金を交付する。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

附 則 (令和5年2月20日告示第8号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）交付申請書兼実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地 〒

事業者名称・代表者氏名

電話番号（日中連絡可能な番号）

（ 【個人】 許可番号
生年月日：T・S・H ）

標記補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

（交付申請額内訳）

区分	基本額 (A)	車両数 (B)	計 ((A) × (B)) (C)
乗合バス事業者	35,000 円	両	円
タクシー事業者	12,000 円	両	円

2 補助金の振込先口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード							
支店名	本店 支店	支店コード							
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

- ※ 振込先の通帳等の写し（上記情報がわかるもの）に記載されている内容を記載してください。
- ※ 申請者の口座に限ります。

3 添付書類

要綱第6条各号に規定する書類を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）決定兼額の確定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

（申請者） 様

伊勢原市長

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）の交付申請については、次のとおり交付額を決定し、併せてその額を確定したので通知します。

1 補助金名

伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）

2 交付決定（確定）額

_____円

（確定額内訳）

区分	対象車両数	交付決定（確定）額
乗合バス事業者	両	円
タクシー事業者	両	円

- この補助金の対象は、年 月 日の伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）申請書兼実績報告書記載のとおりとする。
- この事業の実施にあたっては、令和4年度伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）交付要綱に従わなければならない。
- 市の監査を求められたときは、速やかに関係書類を提示しなければならない。
- 補助事業の内容や伊勢原市公共交通事業者燃料高騰対策補助金（下半期）申請書兼実績報告書に変更があったときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（事務担当は、 _____）